

# 放送法の一部を改正する法律案について

第1210回経営委員会資料  
平成26年3月26日

## 法改正の趣旨

近年における放送をめぐる社会経済情勢の変化等を踏まえ、NHKがインターネットを通じて放送番組等を提供する業務の対象を拡大する等の所要の改正を行う。

## NHK関係の主な改正事項

1. インターネット活用業務の拡大
2. 国際放送関係手続きの簡素化 等

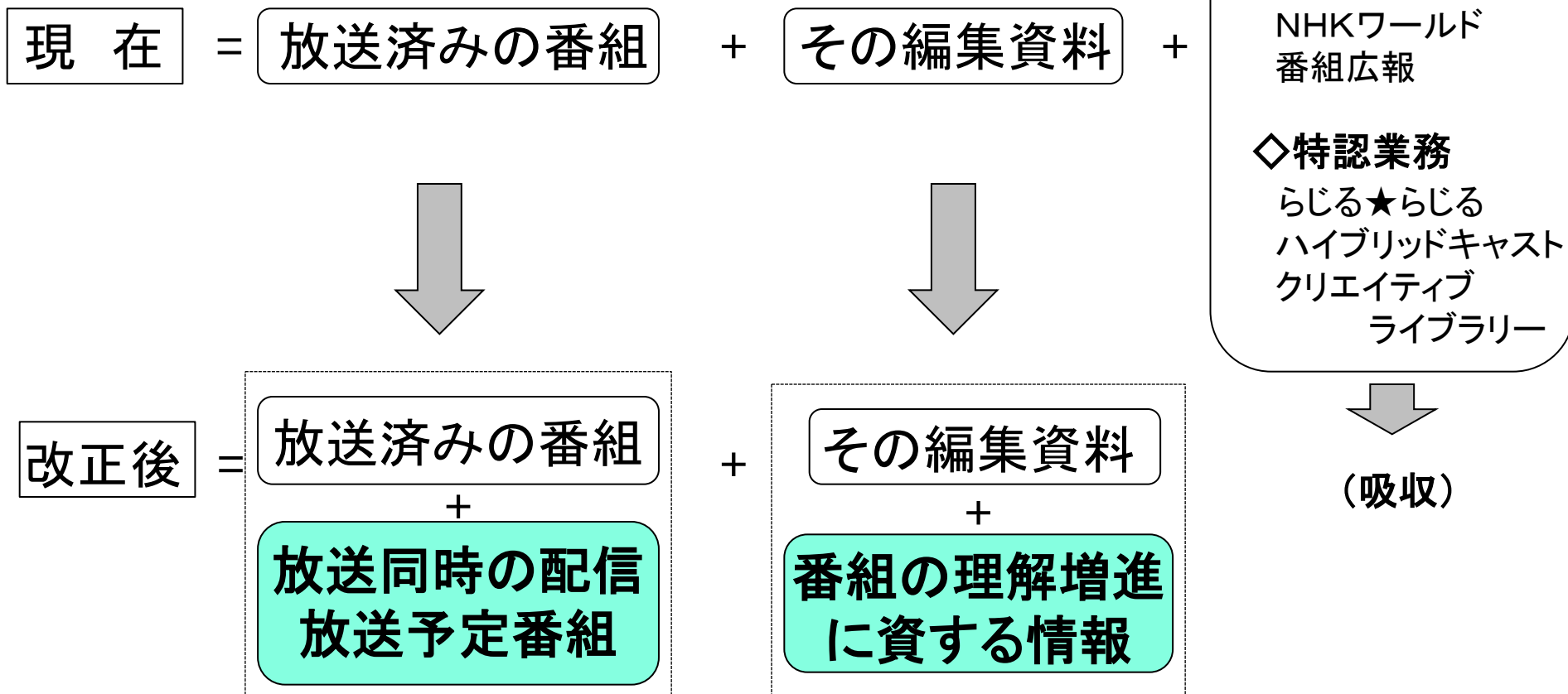
※「放送政策に関する調査研究会」(平成24年11月～)の検討を踏まえたもの

## スケジュール

- ・14日 国会に提出
- ・施行期日は、公布の日から1年以内の政令で定める日(一部除く)

# 1. インターネット活用業務の拡大

## (1) 提供できるコンテンツを拡大



※ ただし、テレビの「常時」同時送信はできないよう規定

# 1. インターネット活用業務の拡大

## (2) 規制制度の見直し

### ① 実施基準と区分経理の対象が拡大

「国民への直接提供」(BtoC)に加え、「事業者を通じた提供」(BtoB)も、総務大臣の認可を得て作成する「実施基準」の対象と区分経理の対象に含まれることに。

### ② 実施基準の認可審査基準を法律に明記

- ・NHKの目的達成に資するものであること。
- ・提供するコンテンツの内容等が法律に合うよう明確に定められていること。
- ・受信料負担者の利益を一方的に害するなど制度の趣旨に抵触するものでないこと。
- ・過大な費用を要するものでないこと(規模の適正)。
- ・有料の直接提供は不当な差別的取扱いをしたり利用者の利益を害したりしないこと。

### ③ 新たな事後規制の導入(環境変化に対応)

- ・定期的な業務の評価と改善の努力義務  
(少なくとも3年ごと、技術の発達・需要の動向等勘案して業務を評価)
- ・総務大臣の勧告制度の創設  
(実施基準が認可審査基準に適合しなくなったときは、基準の変更を勧告)
- ・実施基準の認可の取り消し制度の創設  
(NHKが勧告に従わないときは、認可を取り消し)

## 2. 国際放送関係手続きの簡素化等

### (1) テレビ国際放送の休止・廃止手続きの緩和

地域衛星については総務大臣の認可を不要とし、事後届け出とする。(基幹衛星については、その重要性に鑑み、引き続き認可を要する。)

### (2) 経営委員会の議決事項

放送の開始、休止、廃止について、経営委員会があらかじめ軽微と認めたものは、経営委員会の議決をその都度得ることは不要とするよう、法律の議決事項を修正。

### (3) ラジオの海外中継放送の事後届出制

外国の放送局を用いた国際放送について(ラジオの海外中継局)、放送実施の実態を把握する観点から、新たに事後届出制度を導入する。

### (4) NHKワールドの国内提供の任意業務化と対象の拡大

現在、総務大臣の認可を得て行っている、NHKワールドの国内CATVへの同時提供について、条文を新設して恒常的に実施できるようするとともに、対象事業者を「放送事業者」に、また対象コンテンツを同時常時提供だけでなく個別番組ごとの提供や異時提供にも、それぞれ拡大する。